

警報等発表時の園児の登降園について

半田市教育委員会

1 「暴風警報」又は「暴風雪警報」が半田市に発表された場合

(1) 登園前

※ 登園前に警報が発表されている場合は、登園しません。

- ・ **午前6時30分以降に**、警報が解除された場合は、幼稚園は休園です。
(6時30分ちようども含めます。)
- ・ 午前6時30分になる前に解除された場合は、平常通りの保育を行います。ただし、登園が危険と判断された場合は、登園を見合わせ、安全が確認されたら登園してください。

(2) 登降園中

「暴風警報」「暴風雪警報」に気づかれた方は、速やかに帰宅してください。

(3) 登園後

降園準備をさせます。速やかに迎えに来てください。

2 特別警報が半田市を含むエリアに発表された場合

※ 「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。「○○特別警報」という名称で発表するのは、大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の6種類です。 (気象庁HPより)

(1) 登園前

自宅待機とし、園から連絡があるまでの間、臨時休園日とします。

(2) 登降園中

特別警報の発表を知った時点で、身体の安全を確保した上、帰宅または安全と思われる場所へ避難してください。

(3) 登園後

- ① あらかじめ定められた方法に基づき避難させ、園及び避難場所で待機させます。
- ② 幼稚園まで安全に迎えに来られると保護者が判断された場合は、速やかに迎えに来てください。安全な迎えが難しい場合は保護者の迎えがあるまで、幼稚園でお預かりします。

3 「大雨・洪水警報」または「大雪警報」が半田市に発表された場合

※ 「大雨・洪水警報」または「大雪警報」の発表では休園とはなりません。

(1) 登園前

登園が危険と保護者が判断された場合は、登園を見合わせ、安全の確認後、登園させていただきます。この場合、園へ連絡してください。

(2) 登園後

気象状況や通園路等の状況から判断し、保育を中止して降園させることもあります。この場合、連絡いたします。

4 「雷注意報」が半田市に発表された場合、又は、雷が発生している場合

(1) 登園前

登園が危険と保護者が判断された場合は、登園を見合わせ、安全の確認後、登園させてください。この場合、園へ連絡してください。

(2) 登降園中

保護者が危険と判断したら、近くの民家などに避難させてもらってください。この場合、園へ連絡してください。

(3) 登園後

安全に配慮しながら、屋内で保育を行います。

5 「津波警報」または「大津波警報」が半田市に発表された場合

(1) 登園前

① 登園しません。高台などの安全な場所へ避難してください。

② 被害がなく解除された場合は、1「暴風警報」または「暴風雪警報」が半田市に発表された場合の対応と同じです。

(2) 登降園中

警報が出されたことを知った時点で、帰宅、または高台に避難してください。

※ 震源が海岸に近い地点である場合、揺れが収まらないうちに津波が到達する場合や津波の情報が十分に行き渡らない場合もあります。海岸に近く、標高の低い幼稚園では、揺れを感じたら津波警報の発表を待つことなく、安全な高台に避難してください。

(3) 登園後

① 速やかに安全な場所へ避難させます。

② 警報が解除されるまで原則降園させません。警報が解除され、安全が確認され次第、保護者への引き渡しを行います。

6 愛知県内にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応について

(1) 登園前、家にいる場合

① 登園を止め、身を守る行動をとらせてください。

② 情報収集に努め、政府からの指示があればそれに従ってください。

③ 安全が確認されたら、登園してください。

(2) 登降園中

① 近隣の建物など屋内に避難します。

② 建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ります。

(3) 登園後

① 直ちに保育を中止し、屋内で身を守る行動をとらせます。

② 安全が確認されたら、保育を再開します。

※ ミサイルだけでなく、その他計24項目の情報についてJアラートが発信されます。詳しくは、「総務省 消防庁のHP」－「消防庁の組織および所掌業務」－「国民保護室・国民保護運用室」(<https://www.fdma.go.jp/about/organization/post-15.html>)にあります。

7 災害等による大きな被害が半田市に出た場合

上記1～6の対応によらず、随時状況に応じた対応を行います。

※よくわかる場所に掲示をしてください。